

# 便利で簡単！

## 「電子納付」

保管金の「電子納付」とは  
保管金をインターネットバンキングやPay-easy(ペイジー)対応のATM等を利用して納付することです。

原則  
24時間  
365日  
納付可能

一度の登録で  
全国の  
裁判所で  
利用可能

残金は事前に  
指定された  
口座に振込み

原則  
手数料不要

郵便切手の  
予納不要

保管金提出書の  
記入・提出  
不要

### 注意点

- 1 平日午後5時以降や土曜日、日曜日等の裁判所の閉庁日の電子納付の場合は、裁判所の受入確認が翌開庁日となります。  
特に、保釈保証金、代替金及び追徴保全解放金の場合は、ご注意ください。
- 2 ATMで休日・夜間に手続をする場合、金融機関によっては、時間外手数料がかかることもあります。
- 3 電子納付できない事件もありますので、事前に担当者に確認してください。

**福岡地方裁判所**

※ 手続のイメージについては、裏面をご覧ください。

# 電子納付のイメージ

## ステップ1

### ①利用者登録(事前登録)

福岡地裁出納課保管金係の窓口「電子納付利用者登録申請書」を提出  
→ 「電子納付利用者登録票」を受領

## ステップ2

### ②保管金提出書(電子納付用)を受領

保管金を電子納付する旨と「登録コード」を裁判所(受付担当者又は担当書記官)に申出(訴状等に記載も可)

## ステップ3

### ③電子納付

②の保管金提出書に記載されている「収納機関番号」「納付番号」「確認番号」を使ってインターネットバンキング、Pay-easy(ペイジー)対応のATMで電子納付